

委託契約書

徳島県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

- （1）委託業務名 R 8 農山 標準積算システム等 環境整備運用業務
 - （2）委託業務の内容 別添の R 8 農山 標準積算システム等 環境整備運用業務 特別仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
 - （3）委託業務箇所 徳島県庁
- （委託業務の処理）

第2条 受注者は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。
2 受注者は、仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円とする

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 発注者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託料の変更）

第7条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（委託期間の延長）

第9条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

（委託業務の完了報告）

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに発注者が指定する様式による委託業務完了報告書に成果品を添えて、発注者に提出しなければならない。

（検査等）

第11条 発注者は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に検査しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する検査の結果、発注者の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、受注者に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 受注者は、前項の補正を命じられたときは、発注者の指示により補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、発注者に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(前金払)

第13条 発注者は、受注者から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の10分の3以内で前金払をするものとする。

(再委託等の禁止)

第14条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(発注者の契約解除権等)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり発注者の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると発注者が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を受注者に支払うものとする。

4 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

(受注者の契約解除権等)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務を一時中止した場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき、又は委託業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償)

第18条 受注者は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第19条 受注者の責めに帰する事由により、委託期間までに委託業務を完了できない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、遅延利息を付して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、委託料に対して、延長日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 委託業務の完了後、その成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが明らかになったときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の補正をさせることができる。

2 前項の補正についての検査は、第11条の規定を準用する。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の補正の催告をし、その期間内に履行の補正がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の補正が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の補正を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の補正をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の補正を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、委託業務の完了後3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の補正の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果品の提出の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第24条 受注者は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 成果品に関する著作権のうち、既に受注者が開発済みのパッケージソフトに関する部分及びそれらを構成するモジュール、サブルーチン等の著作権（パッケージソフト改造部分の著作権は含まない。）は、前項の規定にかかわらず受注者に帰属する。また、第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権も、前項の規定にかかわらず当該第三者に留保されるものとする。
- 3 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者又は発注者の指定する者が、当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者又は発注者の指定する者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用、複製又は翻案し、また、第20条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 7 発注者は、成果品について、著作権法第47条の3の規定に基づき複製、翻案することができるものとする。
- 8 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、成果品の納入により無償で当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 9 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害していない事を保証しなければならない。
- 10 受注者は、成果品に関して第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決するものとする。

（情報セキュリティ）

第25条 受注者は、委託業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者とが両者電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年4月1日

発注者 徳島県
徳島県知事 後藤 田 正 純

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第 4 条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 受注者は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 受注者は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 受注者は、発注者が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 受注者は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 受注者は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 発注者は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 発注者は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 発注者は、受注者がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 発注者は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、受注者に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 受注者は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。